

奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県条例第四号

奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年十月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ア中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号イ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第五条の四第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「三十七万五千五百円と五円二銭」を「三十八万六千五百円と五円十八銭」に改める。

第八条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第二号中「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に、「五十七万三千三十円」を「五十八万六千九百五十円」に改める。

#### 附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。